

## 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定書

大津市（以下「甲」という。）と大津市食品衛生協会（以下「乙」という。）は、大津市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 災害時においては、帰宅困難者の発生や、多くの市民が長期間にわたり避難所等における避難生活を余儀なくされること等が想定されることから、甲及び乙が連携し災害支援活動を行うにあたって、必要な事項を定め、帰宅困難者に対する支援と避難所等における食品衛生の確保等、被災者の支援と負担軽減を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 前条に定める「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が市内で発生している状況をいい、「帰宅困難者」とは、災害時に公共交通機関等が機能停止したことに伴い、帰宅が困難となった者をいう。また、「避難所等における避難生活」とは、甲が設置する避難所において生活を行う場合をいう。

### （業務の内容）

第3条 業務の内容は、次の各号にあげるとおりとする。

- 1 帰宅困難者に対する支援
- 2 避難所における食品衛生指導
- 3 生活用水の提供
- 4 食品関係事業者に対する食料品の供出呼びかけ

### （業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、第2条に定める帰宅困難者又は避難所等の住民に限る。ただし、第3条第3項の「生活用水の提供」についてはこの限りでない。

### （要請）

第5条 甲は、業務の必要があると認めるときは、乙に対し支援業務提供要請書（別記様式1）により依頼するものとする。

- 2 乙は、甲からの依頼を受けた際には可能な範囲において速やかに対応を行う。

### （業務の提供及び報告）

第6条 乙は、甲から第5条に定める要請があったときは、可能な限り会員等を避難所等へ派遣するものとする。

- 2 乙は、業務が完了したときは、支援業務提供結果報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

### （連絡体制）

第7条 効率的かつ迅速に業務が実施できるよう、乙は毎年6月1日現在の甲及び乙の業務の提供に関する実施責任者の確認を行うとともに、支援体制連絡簿を作成して各々に配付するものとする。

### （業務の経費）

第8条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙の負担とする。

### （損害発生時の対応）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙又はこれらの会員等に損害を与えた場合は、乙又はこれらの組合員等に対して当該損害を賠償するものとする。

- 2 乙は業務の実施中に、自らの責に帰すべき事由により甲及び乙の会員又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに書面をもって甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、役務を伴う業務の実施前にボランティア保険に加入するものとする。

### （実施細目）

第10条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

### （協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

### 付 則

- 1 この協定の有効期間は、協定の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降も同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有する。
- 3 この協定の実行力を確保するために、乙は甲が実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するように努めるものとする。

平成26年3月17日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市長

乙 大津市におの浜四丁目4番5号  
大津市食品衛生協会  
会 長